

奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十号

奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会規則を廃止する規則

奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会規則（平成二十八年三月奈良県規則第九十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。